

お知らせ

令和7年（2025年）4月1日（火）より
岸部・豊一・千里丘市民センター及び山田ふれあい文化センターの
指定管理者が変わります

【指定管理者】

国際ライフパートナー株式会社

【指定期間】

令和7年（2025年）4月1日 ～ 令和12年（2030年）年3月31日

岸部・豊一・千里丘市民センター及び山田ふれあい文化センター
指定管理者：大阪ガスビジネスクリエイト・国際ライフパートナー共同事業体